

社会福祉法人永和会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人永和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事（理事長、常務理事、非常勤理事を含む）及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長及び常務理事をいい、定款第17条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、第2号に定める者以外の者であつて、常勤ではないが一定の頻度でこの法人の各種会議その他行事等に参加等する理事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、理事又は常務理事であつて職員（施設長含む）としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬等総額は、年間1,500万円とする。

2 この法人の全監事の報酬等年額は、年間40万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬等年額は、別記1「常勤理事の報酬等の上限額」を基に、評議員会において定めるものとする。

4 この法人の非常勤理事に対する報酬等年額は、別記2「非常勤理事の報酬等の上限額」を基に、評議員会において定めるものとする。

5 この法人の常勤理事以外の理事（以下「その他の理事」という。）の報酬等の額は、別記3「その他の理事の報酬等」に定める額とする。

6 各々の監事の報酬は、その職務内容等を勘案して、評議員会において別に定めるものとする。

7 個々の評議員の報酬は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員の報酬等は、この法人の職員の給与支払日に準じてこの法人が決定した日に

支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月23日(第1回定時評議員会の議決日)から施行する。

別記1 常勤理事の報酬等の上限額

年額1,200万円

別記2 非常勤理事の報酬等の上限額

年額120万円

別記3 その他の理事の報酬等の額

理事会及びこの法人の各種会議その他行事等に参加等の都度

1人一律10,000円

別記4 評議員の報酬等の額

評議員会及びこの法人の行事等参加の都度

1人一律10,000円